

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
301	まちおこし補助金の取消し等	厚岸町まちおこし基金条例施行規則（平成元年厚岸町規則第7号）	第10条	○	総合政策課ふるさと交流係	
309	地域おこし協力隊活動費補助金の取消し等	厚岸町地域おこし協力隊活動費補助金交付規則（平成28年厚岸町規則第57号）	第10条	○	総合政策課ふるさと交流係	
310	補助金の返還	厚岸町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（令和2年厚岸町訓令第26号）	第13条	○	総合政策課ふるさと交流係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定め尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの